

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の改正法の施行(令和7年12月12日)に伴い、今後、京都府が発注する建設工事における入札金額の内訳書に、材料費、労務費、その他必要経費の内訳を明記する必要がありますのでお知らせします。

1 内訳書への記載が必要な項目

- 工事名、工事番号及び名前又は商号（名称）
- 数量計算書の工事区分、工種、種別及び細別に対応する数量、単位及び金額
(営繕工事は、参考数量書の種目別内訳、科目別内訳に対応する数量、単位及び金額)
- **材料費**
- **労務費**
- **法定福利費（労災保険料、雇用保険料、健康保険料、介護保険料及び厚生年金保険料等の事業主負担額）**
- **安全衛生経費（労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費）**
- **建退共掛金（建設業退職金共済制度の掛金）**

赤枠内を今回追加

2 内訳書の例

工事費内訳書

工事名：○○○○工事

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額
道路改良		式	1		
道路土工		式	1		
掘削工		式	1		
掘削		m ³	10,000		
...		...			
直接工事費		式	1		
うち材料費		式	1		
うち労務費		式	1		
共通仮設費		式	1		
共通仮設費（率計上）		式	1		
純工事費		式	1		
現場管理費		式	1		
うち法定福利費の事業主負担額		式	1		
うち建退共制度の掛金		式	1		
工事原価		式	1		
うち安全衛生経費		式	1		
一般管理費等		式	1		
工事価格		式	1		
消費税相当額		式	1		
工事費計		式	1		

注) 本内訳書は、第1回の入札に際し提出を求めるものである。

注) 発注者が提示する本工事の数量総括表の工種、種別、細別に対応して単価、数量、金額を記入するものとする。

出典：総務省・国土交通省通知文

3 当面の取扱い

- 経過措置として、令和8年3月31日までに入札公告又は指名通知するものについては、材料費・人件費等の記載がない内訳書も有効として取扱います。

令和8年4月1日以降、内訳書に材料費・人件費等の記載がない場合、入札を無効としますのでご注意ください。